

(1) 障害者基本法 (S45. 5. 21 法律第 84 号)

(障害者基本計画等)

第 11 条 1～4 略

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6、7 略

8 第 2 項又は第 3 項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第 4 項及び第 7 項の規定は障害者基本計画の変更について、第 5 項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第 6 項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(都道府県等における合議制の機関)

第 36 条 都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- (1) 都道府県障害者計画に関し、第 11 条第 5 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - (2) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - (3) 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) 富山県障害者施策推進協議会条例 (S47. 10. 16 県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村の長
- (2) 県及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(細則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則 略